

# 江東区公報

## 目 次

### ◎条 例

江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (44) .....	2
江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(45) .....	3
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(46) .....	23
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(47) .....	23

### ◎規 則

江東区公印規則の一部を改正する規則(87) .....	29
江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(88) .....	29
江東区勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(89) .....	31
江東区契約事務規則の一部を改正する規則(90) .....	31

### ◎規 則(教)

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(11) .....	32
江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(12) .....	32
江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則(13) .....	32
江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(14) .....	32

### ◎告 示

保管自転車の処分について(令和7年10月下旬) (463) .....	35
指定居宅介護支援事業所の廃止について (464) .....	35
指定管理者の指定について(亀高第二保育園) (468) .....	35
指定管理者の指定について(保育所) (469) .....	36

指定管理者の指定について(健康センター) (472) .....	36
都市公園の区域及び面積変更について (474) .....	36
特定商業施設新設届出書の縦覧について (478) .....	38
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について(480) .....	38
保管自転車の処分について(令和7年1月上期) (485) .....	39
第4回区議会定例会の招集について(486) .....	39
指定管理者の指定について(子ども家庭支援センター) (489) .....	39
区有通路の区域変更について(490) .....	40
指定管理者の指定について(江東区深川老人福祉センター及び江東区深川老人福祉センター森下分館) (492) .....	42
指定管理者の指定について(江東区児童・高齢者総合施設) (493) .....	42
指定管理者の指定について(江東区城東老人福祉センター及び江東区亀戸老人福祉センター) (494) .....	42
令和7年度会計年度任用職員の報酬の額の告示について(495) .....	42
指定納付受託者の指定について(499) .....	46
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の取消しについて(501) .....	46
指定管理者の指定について(豊川河川敷公園) (502) .....	46
保管自転車の処分について(令和7年11月下旬) (503) .....	46

### ◎告 示(教)

令和7年第11回江東区教育委員会定例会の招集(15) .....	47
令和7年第4回江東区教育委員会臨時会の招集(16) .....	47

### ◎告 示(選)

江東区選挙執行規程の一部改正(39) .....	48
選挙人名簿からの抹消(40) .....	48
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(41) .....	48

### ◎告 示(監)

令和7年度第2回定期財務監査の結果について(12) .....	49
---------------------------------	----

## ◎区議会

区議会議決事項(令和7年第4回定例会) … 50

## 条 例

江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 純

## ◎江東区条例第44号

江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年10月江東区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改める。

別表第1中「392,000」を「408,000」に、「433,000」を「451,000」に、「483,000」を「503,000」に、「544,000」を「566,000」に、「614,000」を「639,000」に、「697,000」を「725,000」に、「789,000」を「821,000」に改める。

第2条 江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の102.5」を「100分の101.25」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の95」を「100分の93.75」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(第7条の改正規定を除く。)による改正後の江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和7年11月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 第1条による改正後の条例の規定を適用する

場合においては、第1条の規定（第7条の改正規定を除く。）による改正前の江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

---

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 穀

◎江東区条例第45号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「31万5,200円」を「32万6,900円」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第27条の4第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

ア 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500

39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700
41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400
62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500
81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000
82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000

84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500
85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500
89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000
90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200	
91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700	
92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200	
93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600	
94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100	
95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600	
96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100	
97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600	
98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100	
99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600	
110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600	365,800	415,300	440,600		
119	322,000	366,200	415,700	441,000		
120	322,400	366,600	416,100	441,400		
121	322,700	367,000	416,500	441,800		
122	323,100		416,900	442,200		
123	323,500		417,300	442,600		
124	323,900		417,700	443,000		
125	324,300		418,100	443,400		
126	324,600		418,500	443,800		
127	325,000		418,900	444,200		
128	325,400		419,300	444,600		

129	325,800		419,700	445,000		
130	326,200		420,100			
131	326,600		420,500			
132	327,000		420,900			
133	327,300		421,300			
134	327,700					
135	328,000					
136	328,300					
137	328,600					
138	328,900					
139	329,200					
140	329,500					
141	329,800					
142	330,100					
143	330,400					
144	330,700					
145	331,000					
146	331,300					
147	331,600					
148	331,900					
149	332,200					
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円 209,700	円 246,200	円 286,500	円 306,100	円 331,100	円 401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条に規定する職員を除く。

## イ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円 178,900	円 238,400	円 254,700
	2		179,600	239,200	256,300
	3		180,300	240,500	257,900
	4		181,000	241,900	259,500
	5		181,700	243,200	261,200
	6		182,400	244,500	262,700
	7		183,100	245,800	264,400
	8		183,800	247,200	266,000
	9		184,500	248,600	267,700
	10		185,200	250,400	269,600
	11		185,900	252,300	271,700
	12		186,600	254,100	273,800
	13		187,300	256,000	275,600
	14		188,300	257,300	277,500
	15		189,300	258,500	279,000
	16		190,300	259,800	280,600
	17		191,300	261,100	282,100
	18		192,200	262,300	283,700
	19		193,000	263,600	285,100
	20		193,900	264,800	286,600
	21		194,900	266,000	288,100
	22		195,900	267,100	289,600
	23		196,700	268,300	291,100
	24		197,600	269,400	292,600
	25		198,500	270,600	294,000
	26		199,500	271,600	295,500
	27		200,500	272,800	297,000
	28		201,500	273,800	298,400
	29		202,500	275,000	299,800
	30		203,600	276,100	301,200
	31		204,800	277,200	302,600
	32		206,000	278,200	304,000
	33		207,100	279,300	305,500
	34		208,300	280,400	306,900
	35		209,900	281,400	308,300
	36		211,400	282,500	309,600
	37		212,600	283,500	311,100
	38		213,500	284,600	312,500
	39		214,100	285,600	313,900
	40		214,700	286,600	315,300
	41		215,400	287,700	316,600

42	216,100	288,700	318,000	334,300
43	216,800	289,800	319,300	335,900
44	217,700	290,900	320,600	337,500
45	218,500	292,000	322,000	339,000
46	219,300	292,900	323,300	340,600
47	220,200	294,000	324,600	342,300
48	221,100	295,000	325,900	343,700
49	222,100	296,000	327,200	345,200
50	223,100	297,000	328,500	346,700
51	224,200	298,100	329,800	348,200
52	225,300	299,100	331,000	349,500
53	226,500	300,100	332,200	350,800
54	227,500	301,100	333,300	352,100
55	228,500	302,100	334,500	353,400
56	229,600	303,000	335,500	354,800
57	230,800	303,800	336,400	356,000
58	231,800	304,700	337,300	357,100
59	232,800	305,500	338,200	358,300
60	233,900	306,300	338,900	359,300
61	235,000	306,900	339,800	360,300
62	236,000	307,600	340,600	361,100
63	237,000	308,300	341,400	362,000
64	238,100	308,900	342,000	362,900
65	239,200	309,300	342,600	363,800
66	240,200	309,800	343,300	364,500
67	241,200	310,400	343,900	365,200
68	242,200	310,800	344,500	365,900
69	243,200	311,300	345,100	366,600
70	244,200	311,900	345,600	367,300
71	245,300	312,400	346,100	367,900
72	246,300	312,800	346,500	368,500
73	247,300	313,300	347,000	369,100
74	248,300	313,700	347,400	369,600
75	249,300	314,200	347,800	370,200
76	250,300	314,600	348,200	370,800
77	251,300	315,100	348,700	371,300
78	252,300	315,400	349,100	371,700
79	253,300	315,800	349,500	372,100
80	254,300	316,300	350,000	372,600
81	255,300	316,700	350,300	373,000
82	256,300	317,100	350,700	373,400
83	257,400	317,500	351,100	373,800
84	258,400	318,000	351,500	374,200
85	259,400	318,400	352,000	374,600
86	260,400	318,800	352,400	375,000
87	261,400	319,100	352,800	375,500
88	262,400	319,500	353,200	375,800

89	263,300	319,800	353,500	376,200
90	264,300	320,200	353,900	376,600
91	265,300	320,500	354,200	377,000
92	266,200	320,900	354,500	377,400
93	267,300	321,200	354,900	377,700
94	268,300	321,600	355,200	378,100
95	269,300	321,900	355,600	378,400
96	270,200	322,300	355,900	378,800
97	271,200	322,600	356,300	379,100
98	272,200	323,000	356,600	379,500
99	273,100	323,400	357,000	379,800
100	274,100	323,700	357,300	380,200
101	275,100	324,100	357,600	380,500
102	276,100	324,500	358,000	380,900
103	277,100	324,900	358,300	381,200
104	278,100	325,300	358,700	381,600
105	279,000	325,700	359,000	381,900
106	280,000	326,100	359,400	382,300
107	281,000	326,500	359,700	382,600
108	282,000	326,900	360,100	383,000
109	282,800	327,300	360,400	383,300
110	283,700	327,600	360,700	383,700
111	284,700	327,900	361,100	384,000
112	285,500	328,200	361,400	384,400
113	286,300	328,500	361,800	384,700
114	287,100	328,800	362,100	385,100
115	288,000	329,100	362,500	385,400
116	288,800	329,400	362,800	385,800
117	289,500	329,700	363,200	386,100
118	290,300	330,000	363,600	386,500
119	290,900	330,300	364,000	386,800
120	291,500	330,600	364,400	387,200
121	292,100	330,900	364,800	387,500
122	292,700	331,100	365,200	
123	293,300	331,300	365,600	
124	293,800	331,500	366,000	
125	294,300	331,700	366,400	
126	294,700	331,900	366,800	
127	295,100	332,100	367,200	
128	295,500	332,300	367,600	
129	295,800	332,500	368,000	
130	296,100	332,700	368,400	
131	296,500	332,900	368,800	
132	296,900	333,100	369,200	
133	297,200	333,300	369,600	
134	297,500	333,400	370,000	
135	297,900	333,500	370,400	

136	298,200	333,600	370,800	
137	298,600	333,700	371,200	
138	299,000	333,800	371,600	
139	299,300	333,900	372,000	
140	299,700	334,000	372,400	
141	300,000	334,100	372,800	
142	300,300	334,200	373,200	
143	300,600	334,300	373,600	
144	300,900	334,400	374,000	
145	301,200	334,500	374,400	
146	301,400	334,600	374,800	
147	301,700	334,700	375,200	
148	302,000	334,800	375,600	
149	302,300	334,900	376,000	
150	302,500		376,400	
151	302,800		376,800	
152	303,100		377,200	
153	303,400		377,600	
154	303,600		377,900	
155	303,900		378,200	
156	304,200		378,500	
157	304,500		378,800	
158	304,800			
159	305,100			
160	305,400			
161	305,700			
162	306,000			
163	306,300			
164	306,600			
165	306,900			
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 224,600	円 235,900	円 257,800	円 290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## 別表第2(第6条関係)

## ア 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
		号給	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	260,000	363,500	445,000
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300
	37	369,400	470,400	537,100
	38	372,600	472,200	538,900
	39	375,900	474,500	540,900
	40	378,300	476,400	542,800
	41	380,900	478,400	545,000

42	383, 600	480, 200	546, 300
43	386, 100	482, 100	547, 900
44	388, 100	483, 700	549, 600
45	390, 300	485, 300	551, 300
46	392, 600	487, 000	552, 300
47	395, 100	488, 500	553, 600
48	397, 400	490, 000	554, 700
49	399, 400	491, 500	556, 000
50	400, 800	492, 800	557, 200
51	401, 800	494, 100	558, 400
52	403, 000	495, 300	559, 500
53	404, 100	496, 400	560, 600
54	405, 300	497, 400	561, 600
55	406, 600	498, 200	562, 600
56	407, 800	499, 000	563, 500
57	408, 800	499, 900	564, 400
58	410, 200	500, 500	565, 300
59	410, 900	501, 500	566, 200
60	411, 900	502, 500	567, 200
61	412, 500	503, 300	568, 200
62	413, 200	503, 900	569, 100
63	413, 700	504, 700	570, 200
64	414, 400	505, 500	571, 200
65	415, 100	506, 000	572, 200
66	415, 700	506, 800	573, 200
67	416, 100	507, 400	574, 200
68	416, 800	508, 100	575, 200
69	417, 200	508, 600	576, 200
70	417, 600	509, 100	577, 200
71	418, 200	509, 400	578, 200
72	418, 800	509, 900	579, 100
73	419, 200	510, 400	580, 100
74	419, 600	510, 900	581, 100
75	420, 000	511, 300	582, 000
76	420, 600	511, 700	582, 900
77	421, 100	512, 100	583, 900
78	421, 500	512, 400	584, 800
79	422, 000	512, 800	585, 700
80	422, 400	513, 300	586, 600
81	423, 000	513, 800	587, 500
82	423, 300	514, 200	588, 300
83	423, 600	514, 600	589, 200
84	424, 100	515, 100	590, 000
85	424, 900	515, 700	590, 800
86	425, 300	516, 300	591, 600
87	425, 900	516, 800	592, 400
88	426, 500	517, 200	593, 100
89	426, 800	517, 700	593, 900

90	427,200	518,300	594,600
91	427,700	518,800	595,400
92	428,100	519,300	596,200
93	428,500	519,800	596,900
94	428,800	520,400	597,700
95	429,200	520,900	598,400
96	429,700	521,400	599,100
97	430,200	521,900	599,800
98	430,600	522,400	600,500
99	431,100	522,900	601,200
100	431,500	523,500	601,900
101	431,900	524,000	602,600
102	432,300	524,500	603,400
103	432,700	525,000	604,000
104	433,200	525,600	604,600
105	433,700	526,100	605,400
106	434,200		606,100
107	434,700		606,900
108	435,200		607,600
109	435,600		608,200
定年前再用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 312,600	円 377,200	円 441,400

備考 この表は、医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

## イ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円
		197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
		198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
		199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	2	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
		201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
		202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
		203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	3	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
		205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
		206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
		207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	4	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
		209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
		211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
		212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	5	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
		215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
		216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
		218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	6	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
		221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
		222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
		224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	7	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
		227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
		228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
		230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	8	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
		233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
		234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
		234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	9	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
		236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
		237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
		238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	10	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
		240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
		241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
		241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	11	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900
		243,900	301,300	341,100	373,300	415,000

42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300
81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200

89	296, 200	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700
90	297, 300	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200
91	298, 200	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700
92	299, 300	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200
93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600
94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100
95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600
96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100
97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600
98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100
99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800	
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200	
118	321, 600		415, 300		
119	322, 000		415, 700		
120	322, 400		416, 100		
121	322, 700		416, 500		
122	323, 100		416, 900		
123	323, 500		417, 300		
124	323, 900		417, 700		
125	324, 300		418, 100		
126	324, 600		418, 500		
127	325, 000		418, 900		
128	325, 400		419, 300		
129	325, 800		419, 700		
130	326, 200		420, 100		
131	326, 600		420, 500		
132	327, 000		420, 900		
133	327, 300		421, 300		
134	327, 700				
135	328, 000				

136	328,300				
137	328,600				
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,800				
142	330,100				
143	330,400				
144	330,700				
145	331,000				
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円 212,300	円 248,000	円 286,300	円 305,700	円 331,100

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円	円
	208,100	250,800	270,400	293,100	320,000	
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000

42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100
77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700
78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300
79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900
80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300
81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200

89	300, 800	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700
90	301, 700	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200
91	302, 700	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700
92	303, 700	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200
93	304, 700	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600
94	305, 700	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100
95	306, 700	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600
96	307, 700	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100
97	308, 600	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600
98	309, 600	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100
99	310, 600	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600
100	311, 500	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100
101	312, 400	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600
102	313, 300	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100
103	314, 200	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600
104	315, 100	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100
105	315, 900	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600
106	316, 700	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100
107	317, 400	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600
108	318, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100
109	318, 700	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600
110	319, 400	362, 600	412, 100	437, 400	
111	320, 000	363, 000	412, 500	437, 800	
112	320, 600	363, 400	412, 900	438, 200	
113	321, 100	363, 800	413, 300	438, 600	
114	321, 600	364, 200	413, 700	439, 000	
115	322, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	322, 400	365, 000	414, 500	439, 800	
117	322, 700	365, 400	414, 900	440, 200	
118	323, 100		415, 300		
119	323, 500		415, 700		
120	323, 900		416, 100		
121	324, 300		416, 500		
122	324, 600		416, 900		
123	325, 000		417, 300		
124	325, 400		417, 700		
125	325, 800		418, 100		
126	326, 200		418, 500		
127	326, 600		418, 900		
128	327, 000		419, 300		
129	327, 300		419, 700		
130	327, 700		420, 100		
131	328, 000		420, 500		
132	328, 300		420, 900		
133	328, 600		421, 300		
134	328, 900				
135	329, 200				

136	329,500				
137	329,800				
138	330,100				
139	330,400				
140	330,700				
141	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 江東区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第27条の4第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第27条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の江東区職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和7年4月1日から第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、同条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第27条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正前の江東区職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

##### (給与の内扱)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づい

て支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第46号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月江東区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改める。

第2条 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に改める。

別表備考2中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第47号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年3月江東区条例第48号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	円	円	円	円
	2	222,000	298,200	341,400	376,000
	3	223,800	300,200	343,200	378,600
	4	225,600	302,100	345,100	381,200
	5	227,700	303,800	347,000	383,800
	6	229,900	305,900	348,900	386,400
	7	231,800	307,700	350,600	389,000
	8	233,700	309,100	352,700	391,500
	9	235,500	310,500	354,500	393,900
	10	237,800	312,200	356,400	396,300
	11	239,700	313,800	358,300	398,200
	12	241,700	315,500	360,300	400,100
	13	244,000	317,100	362,100	402,000
	14	245,800	318,500	363,900	404,100
	15	247,600	320,200	365,600	406,000
	16	249,300	322,000	367,600	407,700
	17	250,700	323,400	369,600	409,700
	18	252,300	324,800	371,600	411,800
	19	253,900	327,100	374,000	413,600
	20	255,100	329,400	376,500	415,200
	21	256,800	331,700	379,000	416,600
	22	258,000	334,000	381,500	418,300
	23	259,000	335,500	383,100	419,800
	24	260,200	337,400	385,000	421,200
	25	261,300	339,300	386,900	422,400
	26	262,600	341,100	388,700	423,700
	27	263,300	342,900	390,300	425,000
	28	264,600	344,500	392,100	426,200
	29	265,800	346,000	393,700	427,400
	30	267,100	347,800	395,300	428,500
	31	268,500	349,300	396,900	429,400
	32	269,500	350,900	398,400	430,400
	33	271,000	352,400	399,900	431,400
	34	272,300	354,100	401,500	432,300
	35	273,700	355,700	402,900	433,100
	36	274,900	357,400	404,400	434,000
	37	276,400	359,200	405,400	434,700
	38	277,600	360,400	406,400	435,400
	39	279,000	361,900	407,600	436,200
	40	280,200	363,500	408,600	436,800
	41	281,600	365,000	409,400	437,600
		283,200	366,000	410,300	438,400

42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500
81	345, 300	400, 000	435, 500	460, 000
82	346, 500	400, 500	436, 000	460, 500
83	347, 700	401, 100	436, 500	461, 000
84	348, 800	401, 700	437, 000	461, 400
85	350, 000	402, 300	437, 400	461, 900
86	351, 200	402, 800	437, 800	462, 300
87	352, 500	403, 300	438, 300	462, 700
88	353, 600	403, 900	438, 800	463, 100
89	354, 700	404, 400	439, 300	463, 400

90	355,800	404,800	439,700	463,700
91	357,000	405,400	440,200	464,100
92	358,100	405,900	440,700	464,500
93	359,100	406,400	441,100	464,900
94	360,100	407,000	441,500	465,300
95	361,000	407,500	441,900	465,700
96	361,900	408,000	442,300	466,100
97	362,900	408,400	442,700	466,400
98	363,800	408,900	443,000	466,700
99	364,600	409,400	443,400	467,100
100	365,300	409,900	443,800	467,500
101	366,000	410,400	444,200	467,900
102	366,700	410,900	444,600	
103	367,400	411,400	445,000	
104	367,900	411,900	445,400	
105	368,500	412,400	445,700	
106	369,000	413,000	446,100	
107	369,500	413,500	446,500	
108	370,100	414,000	446,900	
109	370,800	414,400	447,200	
110	371,300	414,800	447,600	
111	371,800	415,300	448,000	
112	372,300	415,900	448,400	
113	372,800	416,400	448,700	
114	373,300	416,800		
115	373,800	417,200		
116	374,300	417,600		
117	374,700	418,000		
118	375,100	418,400		
119	375,600	418,800		
120	376,100	419,200		
121	376,600	419,600		
122	377,100	420,000		
123	377,600	420,400		
124	378,000	420,800		
125	378,400	421,200		
126	378,700	421,600		
127	379,100	422,000		
128	379,500	422,400		
129	379,800	422,700		
130	380,000			
131	380,400			
132	380,800			
133	381,300			
134	381,600			
135	382,000			
136	382,400			
137	382,800			

138	383,200			
139	383,600			
140	384,000			
141	384,300			
142	384,700			
143	385,100			
144	385,400			
145	385,900			
146	386,300			
147	386,700			
148	387,100			
149	387,500			
150	387,900			
151	388,300			
152	388,700			
153	389,100			
154	389,500			
155	389,900			
156	390,300			
157	390,700			
158	391,100			
159	391,500			
160	391,900			
161	392,300			
162	392,700			
163	393,100			
164	393,500			
165	393,900			
166	394,300			
167	394,600			
168	395,000			
169	395,400			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		244,200	285,300	310,000
				349,500

第2条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

第3条 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年1月1日から、第3条の規定は同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間ににおける異動者の号給)

3 令和7年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する

職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和8年3月31日までの間ににおける異動者の号給の調整)

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 規 則

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第87号

江東区公印規則の一部を改正する規則

江東区公印規則(昭和40年3月江東区規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1 専用区長印の部9の2の項及び17の項中「住民基本台帳カード、」を削り、同表専用区長代理印の部39の2の項中「住民基本台帳カード、」を削る。

附 則

この規則は、令和7年12月29日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月20日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第88号

江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年12月江東区規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。

### 別記第1号様式（第4条関係）

## 附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 果

## ◎江東区規則第89号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月江東区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

別表第2(1)中「9日以上あること」を「8日以上あること。」に改め、「又は8日」を削り、「100分の70」を「100分の80」に、「100分の50」を「100分の60」に、「100分の30」を「100分の40」に、

「	100分の10	」
	100分の5	
	1回につき100分の20	
	1回につき100分の15	
	1回につき100分の10	

を

「	100分の20	」
	100分の10	
	1回につき100分の50	
	1回につき100分の35	
	1回につき100分の20	

に改め、同表(2)中

「	100分の20	」
	100分の10	

を

「	100分の30	」
	100分の20	

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公

布する。

令和7年12月3日

江東区長 大久保 朋 果

## ◎江東区規則第90号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則  
江東区契約事務規則(昭和39年3月江東区規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「電子情報処理組織をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、入札に参加しようとする者は、同項の規定による保険証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保険契約の相手方たる保証事業会社が定め、区長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約担当者は、入札に参加しようとする者から当該保険証券が提出されたものとみなす。

第47条中「第11条中」を「、第11条中」に、「第12条中「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」を「第12条第1項中「第10条第2項第1号」とあるのは「第46条第2項第1号又は第2号」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、同条第2項中「入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の江東区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用し、同日前に入札の公告又は入札事項の通知を行った契約については、なお従前の例による。

## 規則(教)

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

## ◎江東区教育委員会規則第11号

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「終日に及ぶ程度(日中7時間45分以上)」を「半日程度(日中4時間以上)」に、「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

## 附 則

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前の勤務に係る教員特殊業務手当のうち施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

## ◎江東区教育委員会規則第12号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同項第2号中「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

別表第2(1)中「9日」を「8日」に改め、「又は8日」を削り、「100分の70」を「1

00分の80」に、「100分の50」を「100分の60」に、「100分の30」を「100分の40」に、

100分の10
100分の5
1回につき100分の20
1回につき100分の15
1回につき100分の10

を

100分の20
100分の10
1回につき100分の50
1回につき100分の35
1回につき100分の20

に改め、同表(2)中

100分の20
100分の10

を

100分の30
100分の20

に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和7年12月2日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

## ◎江東区教育委員会規則第13号

江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(平成12年3月江東区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条第2項中「含む。」の次に「であって、次条に規定する校務を分掌するもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

## (校務の種類)

第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定す

る幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年11月28日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

◎江東区教育委員会規則第14号

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

昇格時対応号給表

昇格した日 の前日に受 けていた号 給	昇格後の号給		
号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	1	2	6
19	1	3	7
20	1	4	8

21	1	5	9
22	1	6	10
23	1	7	11
24	1	8	12
25	1	9	13
26	1	10	14
27	1	11	15
28	1	12	16
29	1	13	17
30	1	14	18
31	1	15	19
32	1	16	20
33	1	17	21
34	1	18	22
35	1	19	23
36	1	20	24
37	1	21	25
38	1	22	26
39	1	23	27
40	1	24	28
41	1	25	29
42	2	25	30
43	3	26	31
44	4	26	32
45	5	27	33
46	6	27	33
47	7	28	34
48	8	28	34
49	9	29	35
50	10	30	35
51	11	31	36
52	12	32	36
53	13	33	37
54	14	33	38
55	15	34	39
56	16	34	40
57	17	35	41
58	18	35	41
59	19	36	42
60	20	36	42
61	21	37	43
62	22	37	43
63	23	38	44

64	24	38	44
65	25	39	45
66	26	39	46
67	27	40	47
68	28	40	48
69	29	41	49
70	30	41	50
71	31	42	51
72	32	42	52
73	33	43	53
74	34	43	54
75	35	44	55
76	36	44	56
77	37	45	57
78	38	45	57
79	39	46	58
80	40	46	58
81	41	47	59
82	41	47	59
83	42	48	60
84	42	48	60
85	43	49	61
86	43	50	62
87	44	51	63
88	44	52	64
89	45	53	65
90	46	53	66
91	47	54	67
92	48	54	68
93	49	55	69
94	50	55	70
95	51	56	71
96	52	56	72
97	53	57	73
98	53	58	74
99	54	59	75
100	54	60	76
101	55	61	77
102	55	62	77
103	56	63	78
104	56	64	78
105	57	65	79
106	58	65	79

107	59	66	80
108	60	66	80
109	61	67	81
110	61	67	82
111	62	68	83
112	62	68	84
113	63	69	85
114	63	70	
115	64	71	
116	64	72	
117	65	73	
118	65	74	
119	66	75	
120	66	76	
121	67	77	
122	67	77	
123	68	78	
124	68	78	
125	69	79	
126	69	79	
127	70	80	
128	70	80	
129	71	81	
130	71		
131	72		
132	72		
133	73		
134	73		
135	74		
136	74		
137	75		
138	75		
139	76		
140	76		
141	77		
142	77		
143	78		
144	78		
145	79		
146	79		
147	80		
148	80		
149	81		

150	82		
151	83		
152	84		
153	85		
154	85		
155	86		
156	86		
157	87		
158	87		
159	88		
160	88		
161	89		
162	90		
163	91		
164	92		
165	93		
166	94		
167	95		
168	96		
169	97	1	1

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## 告 示

## ◎江東区告示第463号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年11月6日

江東区長 大久保 朋 果  
[別紙省略]

## ◎江東区告示第464号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年11月6日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1370803098
- 2 事業所の名称及び所在地  
居宅介護支援事業あじさい  
東京都江東区東砂4-20-15
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
社会福祉法人愛郷会  
東京都江東区東砂4-20-15  
理事長 竹川 勝治
- 4 廃止年月日  
令和7年10月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

## ◎江東区告示第468号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、保育所の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年11月7日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 施設の名称  
江東区亀高第二保育園

- 2 指定管理者  
東京都港区港南二丁目15番3号  
HITOWAキッズライフ株式会社  
代表取締役 高石 尚和
- 3 指定の期間  
令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

## ◎江東区告示第469号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、保育所の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年11月7日

江東区長 大久保 朋 純  
記

- 1 江東区白河かもめ保育園  
指定管理者 東京都江戸川区船堀二丁目23番10号  
社会福祉法人東京児童協会  
理事長 菊地 政幸
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 2 江東区豊洲保育園  
指定管理者 東京都町田市藤の台一丁目1番56号  
社会福祉法人景行会  
理事長 斎藤 彰平
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 3 江東区潮見保育園  
指定管理者 東京都江東区南砂三丁目10番8号  
社会福祉法人そのえだ  
理事長 丸山 哲
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 江東区猿江保育園  
指定管理者 東京都江東区住吉二丁目25番9号  
社会福祉法人もろほし会  
理事長 赤塚 智香
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 5 江東区小名木川保育園  
指定管理者 千葉県流山市南流山二丁目29番4号  
社会福祉法人流山中央福祉会  
理事長 白須賀 まり子

指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区告示第472号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、健康センターの指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年11月10日

江東区長 大久保 朋 純  
記

- 1 施設の名称  
江東区健康センター
- 2 指定管理者  
東京都江東区東陽二丁目1番1号  
公益財団法人江東区健康スポーツ公社  
理事長 長尾 潔
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区告示第474号

江東区立都市公園条例(昭和52年6月江東区条例第13号)第3条第2項の規定に基づき、以下の公園の区域及び面積を令和7年11月10日から変更する。

令和7年11月10日

江東区長 大久保 朋 純  
記

## 1 区域及び面積を変更する公園

名称	位置
江東区立荒川・砂町水辺公園	江東区東砂三丁目30番先
	同 新砂三丁目8番先

## 2 変更区域

別図のとおり

## 3 変更面積

変更前: 57, 966.08 m<sup>2</sup>

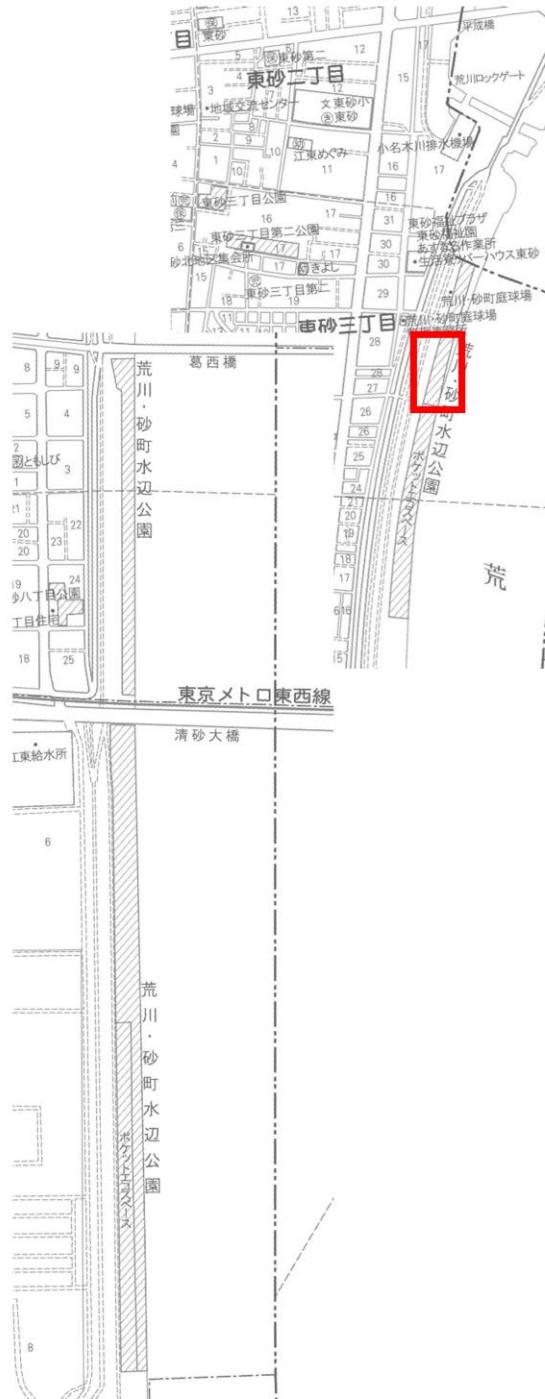
変更後: 58, 291.00 m<sup>2</sup> (+324.92 m<sup>2</sup>)

名 称 江東区立荒川・砂町水辺公園  
 位 置 江東区東砂三丁目30番先、新砂三丁目8番先  
 公園面積 58,291.00平方メートル  
 (旧面積 57,966.08 + 324.92平方メートル)

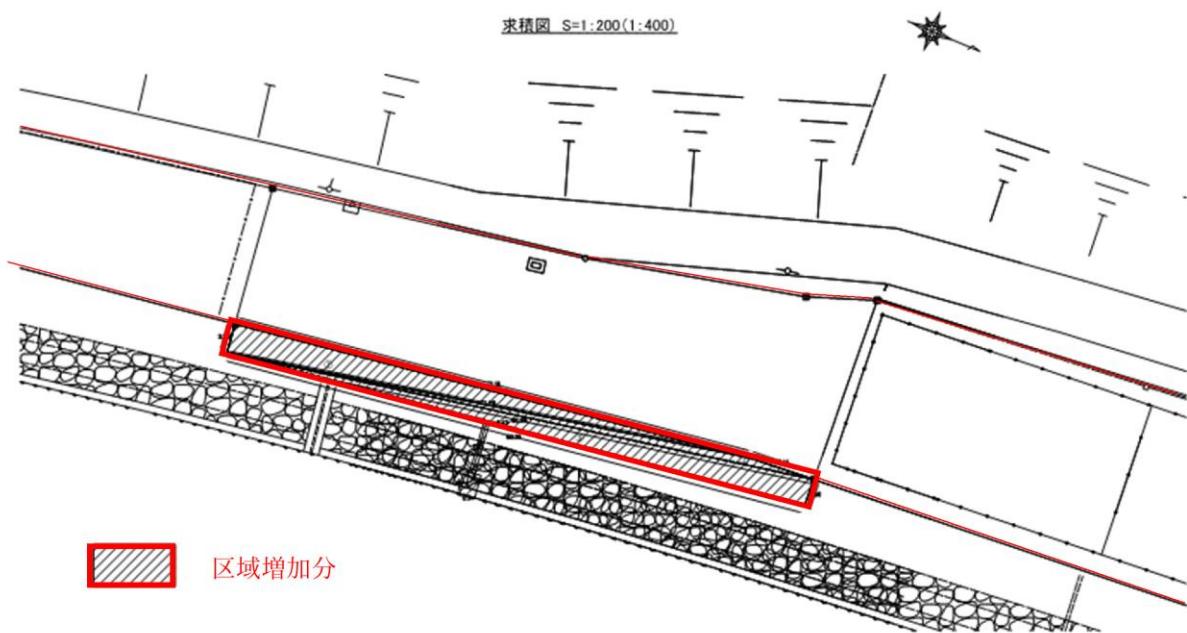
《案内図》



《平面図》



## 《平面図詳細》



## ◎江東区告示第478号

## 特定商業施設新設届出書の縦覧について

江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全に関する指導要綱(平成12年6月29日江地商発第66号)第6条の規定に基づき、下記のとおり特定商業施設新設届出書を縦覧に供する。

令和7年11月13日

江東区長 大久保 朋 純  
記

特定商業施設新設届出書の届出年月日	令和7年11月6日
特定商業施設新設届出書の縦覧場所	東京都江東区東陽四丁目11番28号 江東区地域振興部経済課(庁舎4階)
特定商業施設新設届出書の縦覧期間	令和7年11月14日から令和8年1月14日まで

特定商業施設の名称及び所在地	京葉線潮見駅高架下集合店舗(第I期) 江東区潮見1-18、1-19、2-91、2-92
設置者の氏名又は名称及び住所	株式会社ジェイアール東日本都市開発 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号 代表取締役社長 根本 英紀
特定商業施設において営業を営む者の氏名又は名称及び住所	株式会社あけぼの(代表取締役新村理恵子 北区一丁目13番14号)ほか
特定商業施設を新設する日	令和8年4月1日

## ◎江東区告示第480号

特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第58条の6第1項の規定による確認の辞退があつたため、法第58条の11第2号の規定により下記のとおり告示する。

令和7年11月13日

江東区長 大久保 朋果  
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
Hybrid Mom株式会社	Hybrid Mom Nursey S chool Fukuzumi	東京都江東区福住1-14-2コスモピアビル1階	令和7年7月1日	認可外保育施設
Hybrid Mom株式会社	Hybrid Mom Nursey Presch ool Toy ooch o	東京都江東区東陽3-27-2B I G O N E ル1階	令和7年7月1日	認可外保育施設

◎江東区告示第485号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年11月19日

江東区長 大久保 朋果

[別紙省略]

◎江東区告示第486号

下記事件につき、令和7年第4回江東区議会定例会を11月27日に招集する。

令和7年11月19日

江東区長 大久保 朋果  
記

- 1 若洲公園整備事業(大型遊具)整備工事請負契約
- 2 江東きっずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約
- 3 議決を得た契約の契約変更について(千石橋東側塗装工事請負契約)
- 4 江東区議会議員及び江東区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 5 江東区産業会館及び商工情報センター条例の一部を改正する条例
- 6 江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 7 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 8 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例
- 9 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 10 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第489号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、子ども家庭支援センターの指定管理者を下記の通り指定したので告示する。

令和7年11月26日

江東区長 大久保 朋果  
記

- 1 江東区深川北子ども家庭支援センター  
指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号  
社会福祉法人雲柱社  
理事長 小磯 満  
指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 2 江東区豊洲子ども家庭支援センター  
指定管理者 東京都町田市藤の台一丁目1番56号  
社会福祉法人景行会  
理事長 坂倉 泰正

- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13  
年3月31日まで
- 3 江東区東陽子ども家庭支援センター  
指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目8  
番19号  
社会福祉法人雲柱社  
理事長 小儀 満
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13  
年3月31日まで
- 4 江東区大島子ども家庭支援センター  
指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目8  
番19号  
社会福祉法人雲柱社  
理事長 小儀 満
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13  
年3月31日まで
- 5 江東区南砂子ども家庭支援センター  
指定管理者 東京都世田谷区上北沢三丁目8  
番19号  
社会福祉法人雲柱社  
理事長 小儀 満
- 指定の期間 令和8年4月1日から令和13  
年3月31日まで

---

◎江東区告示第490号

江東区区有通路管理条例（平成4年3月江東区条例第17号）第3条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和7年11月28日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日  
江東区長 大久保 朋 純  
記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	614 2号	江東区北砂四丁目1275番1 7から 江東区北砂四丁目1272番5 まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

## 区有通路6142号区域変更略図

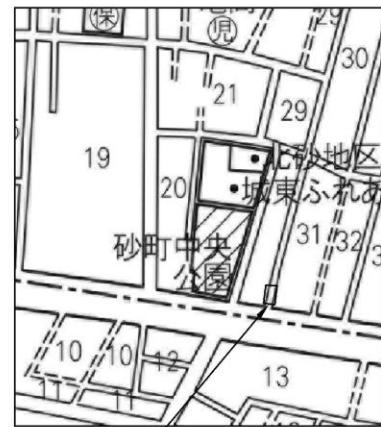
江東区北砂四丁目地内



編入区域

面積

2.75 平方メートル



区域変更箇所

北砂四丁目  
(1275-17)

6142号

0.92

北砂四丁目  
(1272-5)

2.99

2.99

0.92

清洲橋通り

※ 数字はメートル  
※ ( )内は地番

## ◎江東区告示第492号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、江東区深川老人福祉センター及び江東区深川老人福祉センター森下分館の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 果  
記

## 1 施設の名称

江東区深川老人福祉センター及び江東区深川老人福祉センター森下分館

## 2 指定管理者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号池袋ISPタマビル

労働者協同組合ワーカーズコープ・センタ一事業団

代表理事 藤田 徹

## 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区告示第493号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、江東区児童・高齢者総合施設の指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 果  
記

## 1 施設の名称

江東区児童・高齢者総合施設

## 2 指定管理者

東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号日本キリスト教会館6階

公益財団法人東京YMCA

代表理事 星野 太郎

## 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区告示第494号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、江東区城東老人福祉センター及び江東区亀戸老人福祉センターの指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年11月28日

江東区長 大久保 朋 果  
記

## 1 施設の名称

江東区城東老人福祉センター及び江東区亀戸老人福祉センター

## 2 指定管理者

東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号真井ル社会福祉法人奉優会

理事長 香取 寛

## 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区告示第495号

令和7年度における会計年度任用職員の報酬額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年3月江東区規則第4号)第4条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和7年12月1日

江東区長 大久保 朋 果  
記

令和7年度会計年度任用職員の報酬額 別紙のとおり

[別紙]

## 会計年度任用職員の報酬の額一覧

職名	報酬区分	報酬額	(内訳)	
			報酬	地域手当に (地域手当相当額を除く。)相当する報酬
事務支援員	時間額	1,476円	1,230円	246円
職員課会計年度任用職員	月額	216,855円	180,713円	36,142円
江東区オフィスサポートー支援員	時間額	1,932円	1,610円	322円
江東区オフィスサポートー	時間額	1,476円	1,230円	246円
職員課保健師	時間額	2,032円	1,694円	338円
江東区清掃サポートー支援員	時間額	1,932円	1,610円	322円
江東区清掃サポートー	時間額	1,476円	1,230円	246円
江東区図書館サポートー支援員	時間額	1,932円	1,610円	322円
江東区図書館サポートー	時間額	1,476円	1,230円	246円
江東区文書事務担当職員	時間額	1,476円	1,230円	246円
江東区男女共同参画推進センター 保育士	月額	211,575円	176,313円	35,262円
江東区融資相談員	月額	250,339円	208,616円	41,723円
江東区文化財専門員	月額	255,656円	213,047円	42,609円
江東区青少年育成指導員	月額	236,048円	196,707円	39,341円
区民課窓口外国人住民支援員	月額	248,871円	207,393円	41,478円
区民課窓口支援員	月額	241,071円	200,893円	40,178円
個人番号カード交付担当員	月額	241,071円	200,893円	40,178円
個人番号カード事務職員	月額	241,071円	200,893円	40,178円
個人番号カード事務職員	月額	241,071円	200,893円	40,178円
江東区特別区税滞納整理専門指導員	月額	(A)	131,614円	109,679円
江東区特別区税滞納整理専門指導員	月額	(B)	65,761円	54,801円
江東区特別区税滞納整理専門指導員	月額	(C)	197,376円	164,480円
江東区福祉事務専門員	月額	241,071円	200,893円	40,178円
江東区高齢者福祉相談支援事務会計年度任用職員	月額	226,545円	188,788円	37,757円
江東区介護予防機能強化支援員	月額	241,195円	200,996円	40,199円
介護保険料徴収嘱託員	月額	186,573円	155,478円	31,095円
江東区介護保険窓口等事務職員	月額	218,620円	182,184円	36,436円
介護保険認定調査員	月額	230,868円	192,390円	38,478円
江東区介護保険給付適正化事務職員	月額	226,545円	188,788円	37,757円
江東区障害者余暇活動支援指導員	月額	228,736円	190,614円	38,122円
江東区手話通訳者	日額	11,204円	9,337円	1,867円

江東区手話通訳者	日額	(休日補充)	12,904円	10,754円	2,150円
江東区障害者支援相談員	月額		248,871円	207,393円	41,478円
江東区障害者就労・生活支援センタ ー相談員	月額		229,500円	191,250円	38,250円
江東区国民健康保険給付事務嘱託 員	月額		255,607円	213,006円	42,601円
江東区医療保険相談員	月額		221,425円	184,521円	36,904円
江東区国民健康保険料等徴収嘱託 員	月額		186,573円	155,478円	31,095円
江東区国民健康保険料等収納事務 補助職員	月額		218,620円	182,184円	36,436円
江東区医療扶助支援員	月額		250,081円	208,401円	41,680円
江東区中国残留邦人等地域生活支 援事業相談員	月額		199,568円	166,307円	33,261円
江東区中国残留邦人等支援・相談員	日額		11,906円	9,922円	1,984円
栄養士	日額		10,418円	8,682円	1,736円
栄養士	時間額	(時間額)	2,083円	1,736円	347円
歯科衛生士	日額	(5時間)	10,418円	8,682円	1,736円
歯科衛生士	日額	(6時間)	12,501円	10,418円	2,083円
検査技師	日額		10,418円	8,682円	1,736円
保健師	時間額		2,086円	1,739円	347円
助産師	時間額		2,086円	1,739円	347円
看護師	時間額		2,086円	1,739円	347円
医療相談専門員	日額		11,788円	9,824円	1,964円
保育担当	時間額		1,615円	1,346円	269円
検査補助	時間額		1,476円	1,230円	246円
江東区児童館児童指導員	時間額		1,932円	1,610円	322円
江東区児童館運営補助員	時間額		1,476円	1,230円	246円
普通保育補助員	月額		131,882円	109,902円	21,980円
零歳特例保育補助員	月額		176,331円	146,943円	29,388円
乳児専門園普通保育補助員	月額		195,196円	162,664円	32,532円
江東区立保育園栄養士(委託担当)	月額		222,703円	185,586円	37,117円
江東区立保育園栄養士(0歳児担 当)	月額		222,703円	185,586円	37,117円
江東区立保育園栄養士(保育政策 課)	月額		222,703円	185,586円	37,117円
特例延長保育補助員(A~G)	時間額	(特例)	1,627円	1,356円	271円
特例延長保育補助員(A~G)	時間額	(延長)	1,731円	1,443円	288円
特例延長保育補助員(A~G)	時間額	(日中)	1,510円	1,259円	251円
保育補助員	時間額		1,476円	1,230円	246円
特例・延長保育補助員	時間額	(特例)	1,543円	1,286円	257円
特例・延長保育補助員	時間額	(延長)	1,651円	1,376円	275円

特例・延長保育補助員	時間額	(日中)	1,476 円	1,230 円	246 円
用務補助員	時間額		1,449 円	1,208 円	241 円
給食調理補助員	時間額		1,449 円	1,208 円	241 円
栄養士補助員	時間額		1,764 円	1,470 円	294 円
看護師補助員	時間額		2,085 円	1,738 円	347 円
江東区保育施設検査支援員	時間額		1,731 円	1,443 円	288 円
環境学習推進員①	月額		236,197 円	196,831 円	39,366 円
環境学習推進員②	月額		244,971 円	204,143 円	40,828 円
江東区清掃作業員	日額		10,789 円	8,991 円	1,798 円
江東区道路課技術職員	時間額		1,771 円	1,476 円	295 円
江東区道路等監察指導員	月額		221,425 円	184,521 円	36,904 円
江東区道路保全技術補助員	月額		221,425 円	184,521 円	36,904 円
江東区放置自転車対策作業員	時間額		1,476 円	1,230 円	246 円
監査業務補助員	時間額		1,821 円	1,518 円	303 円
監査専門員	月額		221,425 円	184,521 円	36,904 円
学校用務補助職員	時間額		1,449 円	1,208 円	241 円
学校警備補助職員	時間額		1,449 円	1,208 円	241 円
幼稚園相談員	月額		227,822 円	189,852 円	37,970 円
区立幼稚園預かり保育指導員	時間額		2,020 円	1,684 円	336 円
区立幼稚園預かり保育補助員	時間額		1,476 円	1,230 円	246 円
区立幼稚園未就園児の預かり保育指導員	時間額		2,020 円	1,684 円	336 円
区立幼稚園未就園児の預かり保育補助員	時間額		1,476 円	1,230 円	246 円
学校事務専門員	月額		182,732 円	152,277 円	30,455 円
学校事務専門員	時間額	(臨時)	1,821 円	1,518 円	303 円
学校栄養職員	月額		243,997 円	203,331 円	40,666 円
学びスタンダード強化講師 T T	時間額		2,133 円	1,778 円	355 円
栄養士補助	時間額	(資格有)	1,743 円	1,453 円	290 円
栄養士補助	時間額	(資格無)	1,476 円	1,230 円	246 円
江東区教育委員会相談員	月額		227,822 円	189,852 円	37,970 円
スクール・サポート・スタッフ	時間額		1,476 円	1,230 円	246 円
小1 支援員	時間額		1,476 円	1,230 円	246 円
養護補助	時間額		1,743 円	1,453 円	290 円
江東区幼稚園補助職員	時間額		2,020 円	1,684 円	336 円
江東区俳句教育推進員	月額		227,822 円	189,852 円	37,970 円
江東区理科教育等推進員	月額		227,822 円	189,852 円	37,970 円
江東区部活動教育推進員	月額		227,822 円	189,852 円	37,970 円
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(月 15 日)	251,252 円	209,377 円	41,875 円
江東区特別支援教育心理専門員	月額	(月 16 日)	268,015 円	223,346 円	44,669 円
江東区特別支援教育アドバイザー	月額		255,607 円	213,006 円	42,601 円
学習支援員	時間額		1,675 円	1,396 円	279 円

江東区きっずクラブ児童指導員	時間額		1,932円	1,610円	322円
江東区きっずクラブ児童指導補助員	時間額		1,476円	1,230円	246円
教育相談心理専門員	日額		17,280円	14,400円	2,880円

## ◎江東区告示第499号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年12月1日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名  
アマゾンジャパン合同会社  
東京都目黒区下目黒1丁目8番1号  
代表者 社長 ジャスパー・チャン
- 2 指定年月日  
令和7年12月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
ふるさと納税寄附金

## ◎江東区告示第501号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和7年12月3日

江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 取消しに係る道路の種類  
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 取消しの年月日  
令和7年12月3日
- 3 取消しに係る道路の位置  
江東区三好四丁目6番17の一部
- 4 取消しに係る道路の延長及び幅員  
幅員4.00m 延長15.82m

## ◎江東区告示第502号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項の規定に基づき、江東区立豊川河

川敷公園における指定管理者を下記のように指定したので告示する。

令和7年12月4日  
江東区長 大久保 朋 果  
記

- 1 施設の名称  
江東区立豊川河川敷公園
- 2 指定管理者
  - (1) 共同事業体名 オーエンス・フクシ・天龍グループ
  - (2) 構成団体
    - ア 株式会社オーエンス  
東京都中央区銀座四丁目12番1号  
代表取締役 大木 一雄
    - イ 株式会社フクシ・エンタープライズ  
東京都江東区大島一丁目9番8号  
代表取締役 福士 朝尋
    - ウ 天龍造園建設株式会社東京支店  
東京都江東区東陽三丁目22番4号  
取締役支店長 小林 天竜
- 3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## ◎江東区告示第503号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和60年10月江東区条例第28号)第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年12月4日  
江東区長 大久保 朋 果  
〔別紙省略〕

## 告示(教)

## ◎江東区教育委員会告示第15号

下記により、令和7年第11回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和7年11月11日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗  
記

- 1 日時 令和7年11月14日(金)  
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
- 日程第1 議案第46号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
- 日程第2 議案第47号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する意見聴取
- 日程第3 議案第48号 江東きっずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約に関する意見聴取

## 4 報告事項

- (1) 令和8年度生 江東区奨学資金運用方針について ほか

## 5 協議事項

- (1) ブリッジスクール辰巳教室の新設について

## ◎江東区教育委員会告示第16号

下記により、令和7年第4回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和7年11月21日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗  
記

- 1 日時 令和7年11月25日(火)  
午前9時30分
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
- 日程第1 議案第49号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を

- 改正する条例に関する意見聴取  
江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第50号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第51号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第52号 江東区立幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 議案第53号 江東区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 4 報告事項
- (1) 小名木川小学校改築工事の変更について ほか
- 5 協議事項
- (1) 令和8年度学校用務業務の委託実施校について

## 告示(選)

## ◎江東区選挙管理委員会告示第39号

江東区選挙執行規程(平成19年1月江東区選挙管理委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和7年11月20日

江東区選挙管理委員会

第99条第1号カ中「500円」を「1,000円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「1,000円 1日」を「1,500円、1日」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号エを同号オとし、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ  
旅客運賃等により算出した実費額

第99条第2号ア中「1万円」を「1万5,000円」に改め、同号イ中「及び専ら手話通訳のために使用する者」を削り、「1万5,000円」を「2万円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 専ら手話通訳のために使用する者 1日  
につき2万円

エ 専ら要約筆記のために使用する者 1日  
につき2万円

第99条第4号ア中「船賃」の次に「、航空  
賃」を加え、「、イ及びウ」を「からエまで」に  
改め、同号イ中「1万円」を「2万円」に改める。

## 附 則

この規程は、令和7年12月17日から施行す  
る。

## ◎江東区選挙管理委員会告示第40号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第2  
8条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿か  
ら、別紙のとおり1名を抹消した。

令和7年12月1日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

## ◎江東区選挙管理委員会告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74  
条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併  
の特例に関する法律(平成16年法律第59号)  
第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙

権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方  
自治法第76条第1項、第80条第1項、第81  
条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政  
の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第  
162号)第8条第1項の規定による選挙権を有  
する者の総数の40万を超える数の6分の1の数  
と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市  
町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及  
び第5条第15項の規定による選挙権を有する者  
の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

江東区選挙管理委員会

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数	8,680
2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数 の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合 算した数	138,993
3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数	72,326

## 告示(監)

## ◎江東区監査委員告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項、江東区監査基準(令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号)第17条の規定に基づき、令和7年度第2回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。なお、豊島委員は、就任前のため、本監査に関与していない。

令和7年11月17日

江東区監査委員 豊島成彦  
同 佐竹としこ  
同 金子ひさし  
同 高村きよみ

[別紙]

## 令和7年度第2回定期財務監査報告書

## 第1 監査の範囲

## 1 監査の対象事項

- (1) 令和6年度一般会計
- (2) 令和6年度国民健康保険会計
- (3) 令和6年度介護保険会計
- (4) 令和6年度後期高齢者医療会計

## 2 監査の対象部(局・室・所)

政策経営部、総務部、地域振興部、区民部、福祉部、障害福祉部、生活支援部、健康部(保健所)、こども未来部、環境清掃部、都市整備部、土木部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、区議会事務局、監査事務局

## 3 監査の実施期日

令和7年6月3日から同年8月1日までの  
計41日間

## 第2 監査の手続

令和6年度各会計歳入歳出予算の執行状況について、資料を対象部(局・室・所)から求め、監査当日は関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

また、消費者センター、江東区保健所、深川保健相談所及び道路事務所(施設保全課)の現地視察を行った。

監査対象工事については、工事概要調書及び工事工程表等の資料を併せて求め、監査当日は工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場で説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。今年度は、江東区亀高保育園改修工事、富岡二丁目・冬木道路改修工事、(仮称)砂町区民農園整備工事、江東区立第二大島小学校改築工事について、現場視察を行った。

## 第3 監査の主眼点

財務事務に関しては予算の執行、収入、支出、契約等が、工事に関しては設計、積算、契約、施工、検査等が、適正かつ効率的に行われているかどうかについて監査を実施した。

なお、今年度は、①前渡金の適正な支出、精算及び繰越処理 ②現金取扱事務(現金出納簿の整理等)を重点監査項目として監査を実施した。

## 第4 監査の結果

財務事務全般にわたり、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められた。なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、関係各課に對し、口頭で改善を促した。

ただし、別項の指摘事項、監査委員意見の対象となる事実が認められたので意見を付す。

## 第5 指摘事項(福祉部地域ケア推進課)

江東区老人福祉法施行細則第9条第1項において定められている老人ホーム入所者負担金の令和5年度の収入未済額と令和6年度の収入未済額に1,077,664円の相違が生じていた。

江東区会計事務規則第47条第1項では、当該年度において調定したもので、出納閉鎖期日において収入未済となったものがあるときは、その未済額を翌年度に繰越し、以下この例に従って順次繰越さなければならないと定められている。

本件指摘事項は、複数年に渡り発生している相違であり、また、昨年同課よりその改善案として、今後は都度確認し修正するとの対策が示されていた。しかしながら、今回も昨年と全く同一の事項が発生していることから、適正な事務に向けた改善がなされていないと指摘せざるを得ない。

歳入事務が適正に管理されていない行為は、区が公開する決算資料のほか、債権の時効管理や不納欠損処理の正確性にも影響が及ぶ可能性が思料される。

今後、このような事務の執行が繰り返されることのないよう、必要な改善措置を講じられたい。

## 第6 監査委員意見

## 1 重点監査項目について

今回の監査では、①前渡金の適正な支出、精算及び繰越処理 ②現金取扱事務(現金出納簿の整理等)を重点監査項目として監査を実施した。

まず、①前渡金の適正な支出、精算及び繰越処理については、昨年に引き続き、前渡金が不足したため職員が立替払を行っている事

例や、精算処理が所定の期限よりも大幅に遅れている事例が多数認められた。特に立替払は、地方自治法や関係法令・規則に規定されておらず、また、江東区会計事務規則第95条では、職員は、旅費以外の経費の立替払をしてはならないとされており、不適切な支払方法である。公費と私費の混在は会計経理を誤らせる原因ともなるため、今後は江東区会計事務規則や金銭会計事務の手引きを参照し、適正な事務処理を行われたい。

次に、②現金の取扱事務（現金出納簿の整理等）については、概ね昨年よりも改善されてはいるものの、未だ現金出納簿の記載誤りや記載漏れ等が少なからず認められた。担当職員の根拠規定に対する理解不足や不注意により不適切な事務処理が行われ、管理監督者もそれに気が付かなかった事例が多くあることから、管理や検査の実態を再点検し事務執行体制を見直す必要がある。

公金を取り扱う責任の重大さについて改めて認識し、計画的かつ確実な事務執行に努められたい。

## 2 適正な契約事務の執行について

江東区契約事務規則第3条の2第1項において、契約する事務の範囲が定められており、予定価格が一定額以上の契約案件は、主管課契約ではなく、経理課契約とすることが示されている。

しかし、今回の監査で、同一の契約締結先において契約内容、契約決定日、契約期間、納品日及び検査日が同一または近いことから、1件の契約として経理課へ契約請求するべきであるにもかかわらず、契約を分割して主管課契約を行っている事例が多くの所管で認められた。本来であれば、経理課で一括契約とすることにより事務負担や経費の削減が見込まれるはずが、それらを怠り、容易に主管課契約として処理していたものである。

これらは、長年の習慣に起因する注意不足や契約事務に求められる公正性・公平性・透明性・経済性に対する認識不足によるものであり、地方自治法及び江東区契約事務規則に照らして不適切な事務処理である。

今後、公正な競争による契約や不正行為の防止のために、事業の検討段階から正しい知識に基づく事務を進め、契約事務の適正化に向けて各所管において積極的に改善を図られたい。

## 区議会

### ◎区議会議決事項（令和7年第4回定例会）

11月27日から開会した令和7年第4回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

#### 1 議案（区長提出）

議案第139号 江東区一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

議案第140号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第141号 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第143号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(以上11月28日原案可決)